

全国一般神奈川

発行者
 全国一般労働組合全国協議会神奈川
 横浜市中区翁町 1-5-14
 新見翁ビル4F
 TEL. FAX.
 045-319-4391

9・25 第25回定期大会へ！

労働法制の改悪を許さず、「安心して働き、生活できる社会」の実現に向け、今大会を成功させよう！



昨年度 第24回定期大会の様子

組員の皆さん！
 全国一般神奈川は、来る9月25日、第25回定期大会を神奈川労働プラザで開催する。コロナ感染症第7波が蔓延し、ここ数週間世界第1位の感染者が発生している状況下での大会となる。一昨年、昨年引き続き、コロナ禍での開催となり、大会運営や詳細は、感染状況を見極めながら今後決定していくが、いずれにしても、組員、大会参加者の安全を第1に、感染対策をしっかり準備しながらの大会としたい。

大会は、例年通り、今期の取り組みを振り返り、そして私たち労働者、生活者を取り巻く社会状況を共有化し、そのうえで来期の取り組みをすべての参加組員で確認していくことである。主な課題は、22春闘の取り組み、争議の取り組み、そして組織の強化、地域・全国の仲間との共闘の深化等多岐にわたる。更にコロナ禍で、大きな影響を受けた各支部・職場の仲間の取り組みについて、すべての組員で共有化し、連携を深めていきたい。

参議院選挙も終わり、しばらく選挙が遠ざかる中で、いよいよ岸田政権はむき出しの資本主義新しい資本主義を推進していく。労働法制の改悪、とりわけ雇用によらない働き方や、裁量労働の拡大、そして解雇の金銭解決制度の導入等、これまで使用者の責任とされてきた規制を緩和し、労働者の自己責任へと転化する流れだ。私たち労働者の働き方に直接かわる改悪が進められようとしている。また、先の選挙で改憲に必要な議員数を獲得した改憲派は、ロシアのウクライナ侵略、そして東アジアの緊張を利用しながら、9条をターゲットに、先制攻撃をも可能とする改憲にむけた動きを強めてくる。防衛費の増額も当然想定しており、限りある財源の中で、社会保障費や、医療福祉といった生活に必要な制度

社会的弱者の救済制度の劣化が想定される。
 一方で、円安を原因とする物価高騰や資源の高騰が、私たちの生活に襲い掛かってきている。コロナ禍、物価高の現状で、労働者が雇用と生活、そして命を守る取り組みが急務となっている。職場と社会を連なる運動が求められている。今こそ、労働者が安心して働き、生活できる社会の実現、課題解決のために、地域の仲間、全国の仲間と共に邁進していく。第25回定期大会を皆の力で成功させよう。(委員長・沢口)

第25回定期大会
 9/25(日)
 12:30開場
 13:00開始
 15:00終了

神奈川労働プラザ
 〒231-0026
 神奈川県横浜市中区寿町1丁目4

スケジュール	
●8月10日 20時	事務所・LINE 神奈川合同支部会議
●8月13日	寿夏祭り
●8月14日 10時	事務所 機関紙発送作業
●8月15日 19時	事務所 第11回担当者会議
●8月17日 19時	事務所 神奈川労働相談センター勉強会
●8月20日 18時	厚木アミューズ エイボン会議
●8月21日 14時	寿公園 寿労働相談
●8月23日 17時30分	横浜西口 JAL横浜西口情宣行動
●8月25日 17時30分	局 郵便横浜港局団体交渉
●8月25日 19時	事務所 県共闘事務局会議
●8月26日 16時	藤沢 東横イン会議
●8月27日 15時	厚木アミューズ 郵政会議
●8月28日 10時	事務所 神奈川PFT会議
●8月28日 10時	事務所 横浜YMCA会議
●8月28日 14時	事務所 第11回支部代表者会議
●8月29日 16時	会社 横浜交通開発団体交渉
●8月29日 18時30分	WEB 中央本部執行委員会
●9月8日 19時	事務所 県共闘幹事会

神奈川最賃審議会1071円(31円UP)を答申

最賃審議会傍聴報告



審議会を傍聴する川端県共闘議長と米山全国一般神奈川事務局員

8月5日神奈川最賃審議会は、1071円(31円アップ)を採決で決定し、神奈川労働局長に答申した。前回の8月2日の審議会では、全国一般神奈川から全国一律1500円にという意見陳述が行われた。そして、専門部会で8月2日から5日にかけて継続して審議されたという論議が事務局から報告がされた。

その報告によれば、労働側は、4月から6月までの期間で物価上昇は2パーセントを超え生計に大きく影響を与えている。2022春闘での賃上げ率2.07パーセントの賃上げとなったがすでに、賃上げ分を上回る物価上昇率となり、31円の引き上げは妥当という報告があった。しかし使用者側とは平行線となり、その後、公共側から答申案1071円(31円UP)の最賃案が提案され採決に至った。採決は、賛成が8票、反対が4票で賛成多数で、神奈川の最賃額1071円の答申が確定した。今後、この答申を公開し意見を求め、8月22日の委員会で最終決定され、最賃の改定は10月1日となる予定だ。

今年の最賃アップ額は31円となり、神奈川の最低時給は1071円が答申され、年収で見た場合210万を少し超えるものの、最賃すれすれで働く非正規労働者が、この額で安心して暮らせるものではない。最低賃金1500円と全国一律最賃制度を求めて共に闘いをすすめよう!

(米山)

遠藤さんとの思い出

県共闘議長 川端



7・17遠藤一郎さんを偲ぶ会開催される

遠藤さんが3月30日、逝去されました。享年79歳でした。その偲ぶ会が7月17日、四ツ谷主婦会館で開催されました。司会は、遠藤さんと共に全国一般全国協や全労協結成に尽力した中岡さんでした。

遠藤さんと初めてお会いしたのは、記憶が定かではありませんが労働情報大阪集会の三里塚分科会だと思えます。その後出会うようになったのは、2009年11月私が神奈川県共闘議長に就任し全労協の常幹になって、共に全労協運動を担うことになってからでした。2010年1月の県共闘春闘学習会には全国協書記長として講師をしてもらいました。

そこで強調されたことは「地域合同労組と地域共闘」でした。そして私の「JAL闘争支援のきっかけ」や、派遣法改悪反対行動で議会制民主主義の象徴である国会議事堂に生まれ初めて入り、傍聴行動最賃引き上げ1500円渋谷駅前宣伝などの思い出があります。

古希を祝う会(?)の城ヶ島一泊旅行は、コロナの感染拡大で中止となり、遠藤さんとはお会いできずに、さようならになつてしまいました。ゆっくりお休みください。(八木)

県共闘学習会「労働法制改悪等の問題点」報告



8月1日、横浜市技能文化会館802号室において、嶋崎弁護士を講師に招き「労働法制改悪等の問題点」の学習会が21名の参加者のもと開催されました。

解雇の金銭解決制度、裁量労働制の拡大が労働者の雇用・生活の破壊に直結することは明らかですが、嶋崎弁護士の問題提起で強く感じたのは、このような労働法制改悪があたかも労働者にとってメリットになるような世論形成をもくろむ経済界や政府に対しての闘いが労働組合に問われているということでした。

解雇裁判で金銭和解の比率が96%というデータが示されましたが、解雇された労働者が職場に復帰することは復帰後のパワハラなどの支障により難しいのが実情です。この現状を逆手にとつて、簡単に解雇できる社会、金銭解雇の相場を安く設定して低リスクでファンドが会社を自由に売り買いできるような社会にするのが政府、経済界の狙いです。

組合は改めて、命と生活を守るのは安定した雇用が生命線であることを各職場・地域で発信していくことが大切になります。ともに頑張りましょう。(八木)